

マイナンバーの全貌を語る！！ ～対策とリスクについて～

平成27年11月11日(水)

黒永会計事務所
税理士 黒永哲至

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21
西新宿成和ビル3F

TEL 03-3363-0118

FAX 03-3363-0366

<http://www.kuronaga-ac.com>

<1>マイナンバー制度はどのようにしてできたか

消えた年金問題

(1) 民主党政権

「税と社会保障の一体改革」

① 国民統一番号制度



「マイナンバー」を提唱

② 消費税増税

低所得者(逆進性)対策



給付付税額控除

番号化する必要性

(2) 自民党政権

① 背番号制大賛成 自民党の悲願

昭和55年グリーンカード廃止

「マイナンバー」そのまま受入

② 消費税増税

公明党 「軽減税率」主張(マイナンバー必要なし)

自民党 「給付付税額控除」(マイナンバー必要)



「軽減税率」採用

「マイナンバー制度」創設(消費税とリンクなし)

マイナンバーは「小さく産んで大きく育てる」

適用範囲をどんどん広げている

<2> 番号制度の種類

(1) セパレートモデル(個別番号制)

全ての役所がそれぞれの番号を付し管理する方式
(ドイツ、現在の日本)

(2) セクトラルモデル(分野別番号制)

分野別限定番号で、各役所で付番し第3者機関を介して
管理する方式 (オーストリア)

(3) フラットモデル(共通番号制)

一つの番号に全ての情報を集約する方式
(アメリカ・韓国・スウェーデン、今回の日本)

<3> 今後のタイムスケジュール

H27. 10月 通知カード送付開始

H28. 1月 マイナンバー制度開始
個人番号カード送付
雇用保険適用開始

H29. 1月 厚生年金と健康保険の適用開始
国の機関同士の連携開始
マイナポータル運用開始

<4> 通知カードと個人番号カードについて

(1) 通知カード

10月5日から国民に簡易書留で順次配布
11月中に配布予定

不在の場合

郵便局に戻る

再配達連絡

1週間後、市区町村へ戻り、保管

※多数が本人に受理されない可能性も

(2) 個人番号カード

<申請>

① 郵送申請

通知カードに同封されている個人番号交付申請書に

顔写真を貼り郵送

②スマートフォンを利用したWEB申請
顔写真データ添付
申請ウェブサイトで送信

<受取>

市区町村の窓口での受取
交付通知書が届く
暗証番号を設定し受取

世界的には
カードに番号を表記しない
IC仕様でなく、紙やプラスチック製

<5> マイナンバーと住民票

住民票がある人にものみ交付される

住民票がない人には来ない

↓ 全国に約50万人いる

住民票がない人とは？

「借金で夜逃げ」

「DVのため母子でシェルター、地方旅館で勤務」

「ホームレス」

給与支払者(会社)は、従業員からマイナンバーをもらう義務がある

住民票がない人はマイナンバーがない

↓

マイナンバーがない人は働くことができない

ホームレスは社会復帰できない

<6> マイナンバーと入札

2014年3月

「情報提供ネットワークシステム」

設計、開発事業者 一般競争入札

[
NTTコミュニケーションズ
NTTデータ
富士通
NEC
日立製作所

コンソーシアム(共同事業体)落札
他に入札なし 123億1,200万円

「番号生成システム」

上記5社のみ 68億9,580万円

<7>マイナンバー制度のメリット

(1) 消えた年金対策

(2) 同姓同名でも各人唯一の番号

(3) 各省庁が統一

- ・手続きが簡略(引越・転居)

(4) 富裕層課税対策

- ・名義分散防止

<8> マイナンバー制度のデメリット(リスク)について

(1) 一元管理の危険性

一つの番号に生涯の年収、預金、資産、医療情報、前科(罰則)、

戸籍情報等が全て集中する

(2) サイバーテロ

ハッキングの可能性大

(3) 漏洩、なりすまし

12桁のマイナンバーが、本人確認のツールとなり、漏洩、なりすましの可能性大(諸外国には多数の事例)

(4) 偽造

個人番号カード

顔写真画像と照合して本人確認はしない



表面の張り替え、カード自体の偽造は“簡単”

(5) パスワード

共通番号で便利になり、社会が効率化する



パスワードが破られ、なりすましでアクセス



全部の個人情報が漏洩



回復不可能(プライバシー権侵害)

(6)IT弱者

高齢者、IT弱者がなりすまされる危険性が高い

◎インターネットバンキングのように責任を持って使える人だけに参加できる仕組みにすべき

(7)公務員のモラル（国家公務員 64万人 地方公務員 274万人）

※(治安維持法と似ている)

1925年	結社罪	7条
		↓
1941年		65条

「小さく産んで大きく育てる」
マイナンバーと共通

<9> 政府のセキュリティ対策は？

(1) 分散管理

フラット方式だが、それぞれの役所で情報を管理
(分散管理)するので安全



中間サーバーに全情報があるのでサイバーテロには
効力がない
実質は一元管理

(2) 罰則強化

最高4年以下の懲役、200万円以下の罰金



詐欺集団には無力
罰則は事前の対策なのか？

(3) 特定個人情報保護委員会

行政機関等、民間事業者、個人の特定個人情報の取扱い
について監視監督



全国664万事業所に対応できるのか

法人421万社 個人243万者

何名で監視するのか

委員長	1名	委員	6名
		〔 常勤	3名
		〔 非常勤	3名

<10> マイナンバーの罰則は？

	行為	法定刑
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万円以下の罰金or併料
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供、または盗用	3年以下の懲役or150万円以下の罰金or併料
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい、または盗用	同上
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万円以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文章等を収集	2年以下の懲役or100万円以下の罰金
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万円以下の罰金
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提供をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万円以下の罰金
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6ヵ月以下の懲役or50万円以下の罰金

※上記は故意の場合のケース→従業員(対策)、サービス規程

<11> マイナンバーと社会保険

現在は国税庁と年金事務所は別組織である



リンクがない

「マイナンバー制度」で全てがオンラインになる



社会保険未加入の法人180万社

※法人は加入義務がある

加入の為には膨大なコストが掛かる

企業の経営に重大な影響を与える



倒産・リストラ



失業者増大、失業保険、生活保護増加

<12>マイナンバーと医療情報

(1) マイナンバーの目的(当初)

- ①税
- ②社会保障
- ③災害

医療情報は対象外
施行3年後に範囲拡大に向けて検討する予定

医療情報をマイナンバーにのせる事を
日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会は反対

(2) 政府、財界が目指す方向

- ①公的医療費給付の抑制
- ②薬の二重投与の抑制
- ③医療産業化

医療情報は医療関連業界、保険業界等では
大きなビジネスチャンスとなっている

個人の医療情報は「機微性」によりオンライン化すると
漏洩の危険性が大



重大な個人情報(ネットにでると回復不可能)

現在のレセプトオンライン請求書システム

(普及率 医科56.9% 歯科10.6%)



このオンラインを利用して医療情報をマイナンバーにのせる計画



2015年9月に「医療情報」のマイナンバー化可決

世界各国の個人情報保護の基準

「JISQ 15001:2006」

〔医療等情報は機微な個人情報と明確に位置づけられており、
原則として取得、利用、提供を禁じている〕

“世界基準に逆行”

<13> マイナンバーと支払調書提出

「支払調書」

報酬、家賃、配当、生命保険金等の支払をした場合に、支払者はその内容(受取人住所、氏名、金額、源泉税、支払者住所氏名)を記載した「支払調書」を作成し、毎年税務署に提出しなければならない

その「支払調書」にこれからは

「マイナンバー」を記載しなければならない

ということは、 弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士等(弁護士等)が報酬を受けた場合には、その顧客に対し、弁護士等自身の「マイナンバー」を配布しなければならない

(1) 報酬

弁護士、税理士

顧客にマイナンバーを提供

(2) 家賃

家主(大家)が借主(店子)にマイナンバーを提供

(3) 銀行、証券会社

口座開設

株購入

(4) 講演会、セミナー講師

依頼団体に講師のマイナンバーを提供

(5) 生命保険、損害保険

保険金受取時にマイナンバーを提供

※今後は、マイナンバーを要求する会社は逆に、セキュリティを問われる可能性大

<14>世界の番号制度をみてみよう

《イギリス》

敵国人との区別・配給制度の実施の為戦時中にスタート

1952年に違法判決廃止

2008年 「IDカード法」国民登録制度の創設

(市民団体の活動)

国民を対象とした全国規模の巨大データベースを作り上げ政府が国民のあらゆる情報を利用できることを可能とする仕組み



プライバシー及び市民的自由に深刻な脅威をもたらすということで反対運動



2010年 保守党、自由民主党連立政権
政権交代で、IDカード法の廃止

“今回の日本は参考にすべき”

《ドイツ》

1983年に最高裁で違憲判決

自己情報のコントロール権の侵害(プライバシー権)

一元管理から分散管理に

納税者番号はあるが、共通番号制度はない

分野別限定番号(SSPIN)

各役所毎に番号がある



共通番号を使った名寄せ、データ照合は違憲

国家の国民情報への監視は禁止

共通番号制度はない

《アメリカ》

1936年 「社会保障番号」(SSN)創設
(ソーシャル・セキュリティ・ナンバー)



「納税者番号」にも使われる



官民分野で広範に使われる共通番号化

SSNが、各種個人情報データベースにアクセス時の「マスターキー」となっている
ネットバンキング、クレジットカード等のなりすまし被害多数(社会問題)

国防総省は別のIDカードを発行

「なりすまし申告」急増



2011年から個人納税者向けに「身元保護個人納税番号」を発行
連邦司法省発表

2006年～2008年

成りすまし犠牲者 1億170万件
(被害額 4,000億円)

日本は同じ方式をとろうとしている



共通番号制度(フラット型)は非常に危険

《韓国》

- 1968年 国民番号制スタート
北朝鮮のスパイを識別するため
- 1970年 13桁の住民登録番号制度になる
官民多くの分野で活用
インターネットの普及で、唯一の識別番号とされる
大量の個人情報の流出

2008年から2014年まで
2億3,719万人分の個人情報流出

2014年だけで、カード会社3社で1億4,000万人分流出

《スウェーデン》

住民の出生・死亡等は教会に提出

教会における住民記録管理は1571年に開始

1686年に住民記録管理に関する統一規則が制定

1947年 国民総背番号制度が導入

「高負担高福祉」の国、社会保障が充実

国家に対する信頼感



共通番号によるデータの管理

個人識別番号(PIN)でデータ管理されている
なりすまし被害は多数

人口比発生率ではアメリカに次ぐ高さ

スウェーデン人口 940万人

日本は1億2,700万人

プライバシー意識は希薄、個人の権利は従属的でありとする
国民性の一因

《オーストリア》

2004年 「連邦電子政府法」施行

他の国にない制度

「セクトラルモデル」(分野別番号制度)を確立

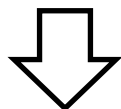
出生時に付番した番号をベースに

ソースPIN(個人識別番号)
(元になる)



を作成

第3者機関(データ保護委員会)が、それぞれの
分野別限定番号を生成、付番する



各分野別限定番号 作成

※データ保護委員会のみ
ソースPINにアクセスできる

オーストリアの「セクトラルモデル」は、各国から高い評価を受けている

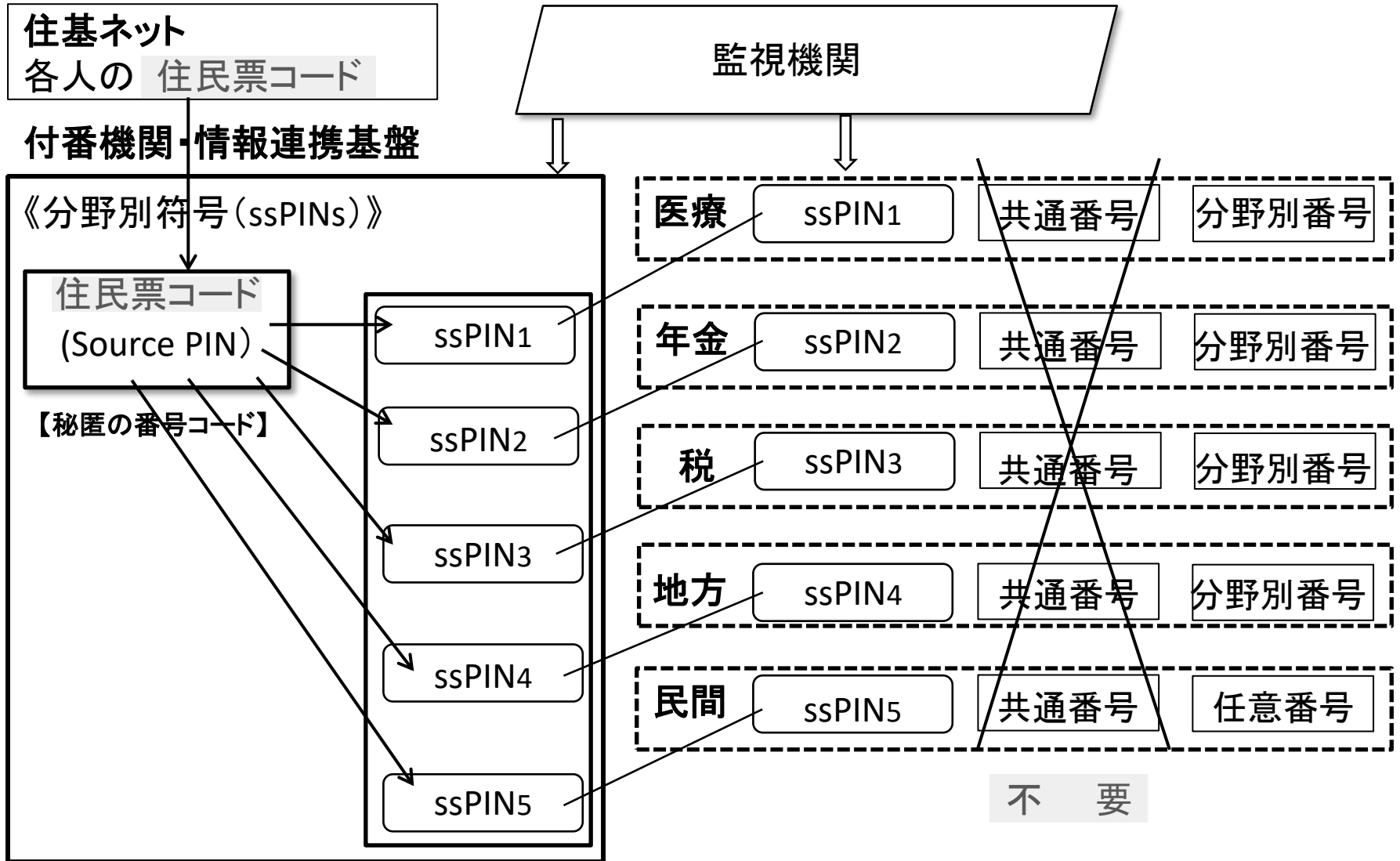
個人情報の横断的なリンケージに歯止めをかけている



個人のトータルな個人情報を、国家がマスターキー(共通番号)を使って、直接、掌握できないようにしている

日本は、「ソースPIN」として、「住基ネット」を活用すれば、安全性の高いプライバシーが保護される「セクトラルモデル」を、すぐに採用できる

住民票コードとリンクージした分野別番号制度(セクトラルモデル)の仕組み



《フランス》

社会保障番号はあるが、共通番号としての利用をしないという国の方針

1940年 ヴィシー政権(第2次世界大戦中)
レジタンス用の国民台帳

顔写真、ID番号ない
フランス人は政府の警戒心が強い
共通番号の拒否

《イタリア》

1977年 納税者番号制度 創設

納税者番号が社会保障分野でも利用されている
ただし、生涯不変の番号ではない
住民登録カードは別にある
共通番号はない

《エストニア》

すべての情報を国家が管理

日常生活全てに、共通番号がでてる

IT国家を戦略として目指している

旧ソ連(社会主義国家)であるので、国家統制には、慣れている

《オーストラリア・ニュージーランド》

反 対 運 動

導 入 断 念

<15> 先進国にはみな番号制度がある？

「用途限定番号」はある



今の日本

「マイナンバーのような共通番号」



持たない先進国が多数

政府、NHK解説委員の説明は「間違い」

日本のような全国民に強制される生涯不変の番号を
他分野で活用するような番号制度を採用している国は
G7の中にはない！

<16>安全管理措置とは

(1) 組織的安全管理措置

事務責任者
事務取扱担当者 } の明確化

取扱い利用、削除、廃棄記録を残す

(2) 物理的安全管理措置

情報システムを管理する区域と取扱う事務を行う区域
を区分

(3) 技術的安全管理措置

情報システムのアクセス制御

ユーザーID及びパスワード等によるアクセス者の識別

最新のウィルス対策ソフト

(4) 人的安全管理措置

事務取扱者に研修をする

※ガイドライン(指針)に例示

<17>企業が今しなければならない事！！

◎収集通知

社内公表

◎従業員の番号収集

年内に全従業員と扶養家族のマイナンバー収集

◎就業規則

服務規程、誓約書

◎顧問契約書

マイナンバー取扱委託要項

<18> マイナンバーの削除・廃棄

マイナンバーは7年間保管しなければならない
7年後には削除又は廃棄をしなければならない
ただし、その削除・廃棄の記録を残す必要あり

<削除・廃棄の方法>

- ・粉砕形のシュレッダー
- ・書類溶解システム

<19> マイナポータルとは

自分のマイナンバーの内容及び利用状況を確認できる制度

個人番号カード

+

12桁のマイナンバー

⇓

アクセス(接続)可能

<必要要件>

◎パソコン

◎カードリーダー

◎個人番号カード

◎パスワード

<リスク>

個人番号カードとパスワードがあれば、誰でも全情報がとれる



「老人の代理人詐欺」(政府担当者も認めている)

パソコンしない人急増(切り捨て?)

カードリーダーのコスト

<パソコン使えない場合>

①市区町村の窓口

②郵送

<20> 法人マイナンバー制度とは？

10月に配布(普通郵便)

13桁の番号

完全にオープン

ネットで検索可能

多方面で活躍

悪用される危険性

法人にプライバシーはないのか？

<21> 業界ごとのマイナンバーの影響

< 外食 >

パートアルバイトが多数
マイナンバー収集に手間

< 人材派遣 >

パソナ 社員 8,000人
派遣 5万人



派遣社員の収集が困難

派遣先が人事、総務の場合マイナンバーの取り扱いリスク

<不動産>

借主が大家(貸主)のマイナンバーを入手
しなければならない



提出したくない貸主はたくさんいる

<銀行>

膨大な一般顧客より、マイナンバーの収集の必要

16年1月のマイナンバースタートの時点で必要なのは、
投資信託や公社債の取引をする顧客

分配金や利息の支払調書を、税務署に提出しなければならない

預金口座開設時にマイナンバー収集

既存口座(10億口座)のマイナンバー入力

行内のセキュリティ強化が急務

<飲食店(繁華街)>

従業員の女性は、昼はOL夜は飲食業のケース多数



確定申告していない

これからはマイナンバーで「ガラス張り」

飲食店をやめる可能性大



業界の将来性への不安

<保険>

年間保険金 20万円超

死亡保険金 100万円超 の場合

保険会社は、税務署に支払調書を出さなければならない

マイナンバーの収集が重要になる